

（頭部後傾抑止装置）

第21条 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、保安基準第22条の4の規定並びに細目告示第31条、第109条及び第187条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席（保安基準第22条第3項第1号から第4号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。ただし、当該座席がイ及びロの基準に適合するものであるときは、この限りでない。

イ 他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該自動車の乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものであること。

ロ 乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。

ハ 振動、衝撃等により脱落することのないように備えられたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和44年3月31日以前に製作された自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するものを除く。）	第1号
二 昭和45年3月31日以前に製作された自動車専ら乗用の用に供するもの以外のもの	第1号

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和44年4月1日から昭和48年11月30日までに製作された自動車（昭和45年3月31日までに製作された自動車にあつては、専ら乗用の用に供するものに限る。）	第1号	運転者席及びこれと並列の座席	運転者席

4 次に掲げる自動車については、細目告示第31条第1項、第109条第1項の規定にかかわら

ず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第31条第1項、第109条第1項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和4年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和4年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 5 次に掲げる自動車については、細目告示第31条第1項及び第109条第1項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和10年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの